第２号様式（第４条関係）

飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施券交付申請書兼確認書

　　年　　月　　日

　　（宛先）奈良市長

　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は団体名及び代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等支援事業実施要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生息場所 | 奈良市 | 手術予定頭数 | 頭  （上限　１０頭） |
| 手術予定の  動物病院名 |  | 手術予定年月日 |  |
| ※ 申請者が市外在住者の場合のみ記入 | ①事務所等の名称 | ②事務所等の所在地  奈良市 | |

確認事項

以下のことについて確認しました。

１　手術券の交付を受けて不妊去勢手術等を実施する猫（以下「猫」という。）は、飼い主のいない猫であり、耳先にV字カットが入っていないこと。

２　不妊去勢手術等の実施後、猫を保護した場所に戻すこと。

３　餌やり等により猫を管理する場合は、地域の生活環境が悪化を生じないよう適切に管理すること。特に、猫トイレの設置等による排泄物には十分配慮し、置き餌はしないこと。

４　猫を管理する中で、地域住民等から問合せがあった際には、真摯に対応すること。

５　猫に飼い主がいることが判明した場合、発生する問題については自らが責任を持って飼い主との間で解決すること。

６　不妊去勢手術等が既に実施されていることが外見から容易に判別できるよう、耳先にＶ字カットを実施することを了承していること。

７　病気等により不妊去勢手術等が実施できないと獣医師が判断した場合、不妊去勢手術等を行わない又は中断することを了承していること。

８　不妊去勢手術等の手術中または手術前後に死に至るなど不測の事態については、奈良市及び公益社団法人奈良県獣医師会に対しての異議申立て又は責任の追及はしないこと。

９　奈良市から問合せや調査の依頼があった場合、協力すること。

１０　偽りその他不正な手段により手術券の交付を受けた場合は、手術費用を返還すること。